

新居関所史料館企画展

関所手形

▲松平豊後守所替女手形

●期間/平成2年11月1日(木)▶11月18日(日)

●会場/新居関所史料館2階展示室

●主催/新居町教育委員会

企画展「関所手形」の開催にあたって

幕府は、江戸を守るために主要な地域に関所を設置しました。関所の任務は「入り鉄砲に出女」といわれるように、江戸へ持ち込まれる鉄砲や武器、江戸からの出女を厳しく取り締まることにあり、それらの通行には必ず関所手形が必要でした。関所手形は別名を証文、または切手ともいわれ、関所通行のための許可書でした。

関所手形には実にさまざまな種類があり、さらにその書式や発行者についても細かな規則が定められていました。すなわち、関所手形を規則通りに運用することが幕藩体制を維持するうえで重要であり、そのことが関所を設置した最大の目的でもあったのです。

そこで、今回の企画展では「関所手形」をテーマに取りあげ、手形の形式やその変遷から、江戸幕府の関所政策について考えてみることにしました。

●関所手形

関所手形の種類には、女・鉄砲手形のほか、男女に限らず必要な乱心・手負い・首・囚人・死骸手形等があり、また特別なものとして、入船・出船手形があった。このなかでも特に重要なものが女手形と鉄砲手形であった。

■関所手形記載事項の看板

No. 1

| 関所手形可書載覚 | |
|---|--|
| 仮令者 女上下何人之内 | |
| 一 乗物 | 何挺 是ハよき人の後室またハ姉妹などの髪剃たるを云 |
| 一 禪尼 | 是ハ普通之女髪剃たるを云 |
| 一 比丘尼 | 是ハ伊勢上人善光寺上人などの弟子又ハよき人の召仕有其外熊野比丘尼等也 |
| 一 髪切 | 是ハ髪長の短によらず少切候者又ハ中はさみ出来物の上などはさみ候もの何茂髪切なり煩ぬけ髪はへそろハさるハ髪切にて無之但是も髪を切候と相見へ候ハハ髪切也 |
| 一 小女 | 是ハ当歳より振袖之内小女たるへし併振袖之躰不審有之ハ可改但小女之内尼かふる髪切などハ不及改之 |
| 一 乱心 | 男女共 |
| 一 手負 | 男女共 |
| 一 囚人 | 男女共 |
| 一 首 | 男女共 |
| 一 死骸 | 男女共 |
| 右之通手形に可書載之若不審之躰於有之者可改此外者不及改之但欠落等之者有之節者 | |
| 此方より書付可遣之間隨其趣可改之次当月之日付にて来月晦日迄可通之其日限より及延引者不可相通女路次にて相煩又者相果手形より数不足之分者其断聞届可通之勿論多者不可通之者也 | |

元禄十年九月 日

▲ 関所通行手形に記載すべき事項を示した看板で、関所前に高札として掲げられた。正徳4年(1714)6月に掛け替えられた。

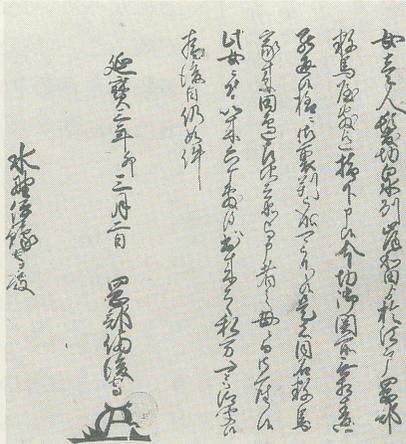
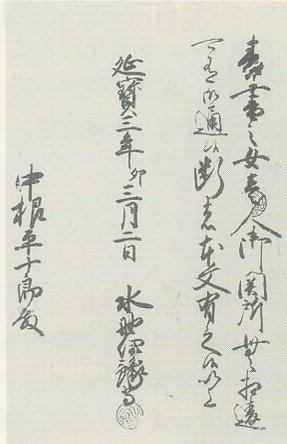
女手形には乗物の有無とその数のほか、禪尼・尼・比丘尼・髪切・小女の区別を記載しなければならな

かった。また、乱心・手負い・囚人・首・死骸の通行については男女ともに手形が必要であった。このほか、欠落者の取扱い、手形の有効期限を最大2カ月とすること、旅行中の女性の増減の際の取扱い等についても定めてある。

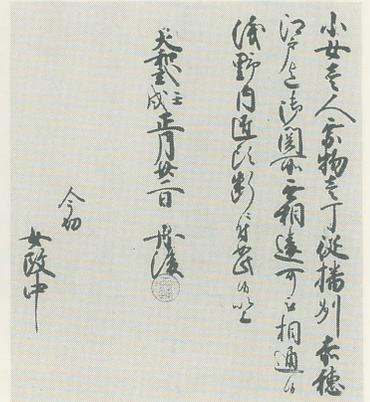
●女手形

女性が関所を通行する場合には、上り・下りともに関所手形が必要であった。女手形には通行人数、乗物の有無とその数、出発地と目的地等のほか、禪尼・尼・比丘尼・髪切・小女の区別を明記しなければならなかった。手形の内容が少しでも違っていると、通行が許可されなかった。

■女手形の形式



No. 2



No. 3

▲裏書形式による髪切女の通行手形。表書は、岸和田藩主岡部行隆の嫡子岡部備後守長泰が、堺奉行の水野伊代守元重に対して手形発行を申請した部分。これに対し裏書は、水野元重が通行を許可した部分。中根平十郎は今切関所奉行の中根正致。

▲播磨国赤穂から江戸へ下る小女の通行手形。表書にあたる手形申請部分を省いた形式のもので、これ自体が手形となった。手形発行者は京都所司代の稲葉正通。文章中の「浅野内匠頭」は、赤穂藩主浅野長矩。

■通い女手形

▶新居宿三四郎の女房が、実家の浜松で25日間養生することになり、その際の関所通行手形。今切関所を隔てた新居・浜松間の往来では、本来ならば往復ともに手形を必要としたが、この手形1枚で関所

(裏書)

表書之女壹人相改御番所上下共ニ無相違可被通候断者本文ニ有之事以上
 辰七月十七日
 甚兵衛 印
 半七郎 印
 新居 御番所改衆中

(表書)

指上申かよひ女手形之事
 一 女壹人 是者新居城町三四郎と申者之女房にて御座候久々相煩申二付而浜松大工町玄竹と申者之娘ニ而御座候故玄竹所へ養生三廿五日之逗留にて罷越申候往来御番所無御相違御通シ被下候様ニ御裏判被仰請被下候ハ忝可奉存候若此女逗留仕候内出入之儀御座候者連判之者共罷出御理可申上候為後日手形指上申候仍如件
 慶安五年辰
 七月十七日
 新居西町庄屋 源左衛門 印(花押)
 同 中町庄屋 清右衛門 印(花押)
 同 城町庄屋 庄 藏 印(花押)
 同 御断 武兵衛 印(花押)
 新居問屋 九郎右衛門 印(花押)
 甚兵衛様御内
 中村伊右衛門殿
 半七郎様御内
 大堀十兵衛殿

No. 8

を往復することができた。こうした制度は、新居宿近在の女性が、一旦関所を通過し、数日後再び関所を通過することが明らかな場合に限り認められ、通い女手形制度といった。この場合、手形発行者は関所奉行の佐橋吉次と三宅重吉であった。なお、この制度は、元禄15年(1703)閏8月、三河国吉田藩主が関所を管理するようになって消滅した。

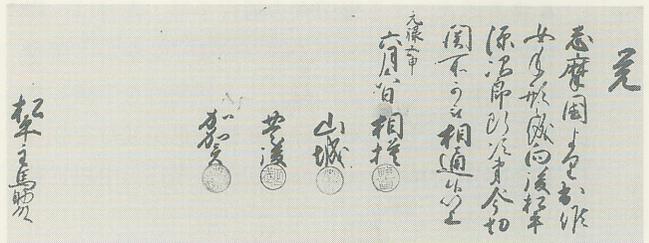


女老人従遠江国敷知郡舞坂町同国
 新居町迄可差越旨候今切御関所無相違
 可有御通之候窪嶋市郎兵衛殿依断如此候以上
 元禄十五年八月十三日 青山下野守印
 成瀬瀧右衛門殿
 佐野与八郎殿

◀ 舞坂宿から新居宿への出女手形。出女については特に厳しい取調べが行われたが、手形の収納についても厳重であった。関所へ提出された出女手形は留守居等の手形発行者に返却され、発行枚数と照合されることになっていたから、このように出女手形が残ることは極めて珍しい。手形発行者は浜松藩主青山下野守忠重。成瀬・佐野の兩名は今切関所奉行の成瀬重章と佐野政信。

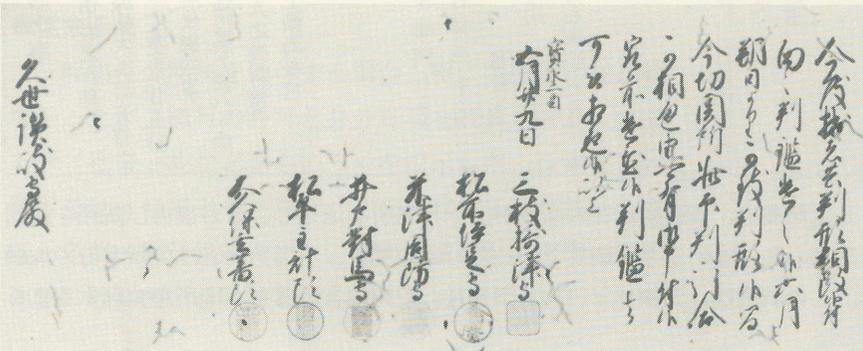
■ 女手形発行者と判鑑

手形の発行者については、実に複雑な規定があった。女手形の場合、留守居や京都所司代、京都・伏見・大坂・駿府町奉行等の幕府の重職、それに特定の大名に限り、それが発行できたが、上り・下りの方向、さらに出発地によって発行者が細かに区別されていた。しかも、それが江戸時代を通じて一貫したのではなく、常に変動した。そして手形発行者は判鑑というものを関所に提出し、関所では通行者から差し出された手形に押されてある印鑑とこの判鑑を照合した。



▲ 志摩国下女手形発行者変更通達書

元禄4年(1691)、それまで鳥羽藩主であった土井利益の肥前国唐津への移封にともない、唐津より松平乗邑が鳥羽藩主として転封してきた。そこでこれは、志摩国から下る女性の手形発行者が松平乗邑に変更したことを通達したもの。差出人はいずれも幕府の老中、松平主馬助は今切関所奉行の松平康雄。



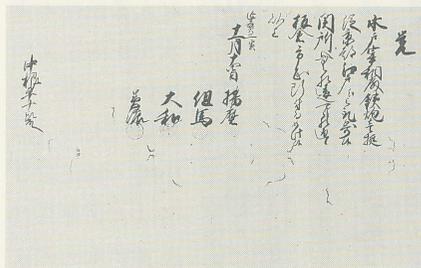
◀ 江戸幕府留守居判鑑

江戸から上る女、すなわち出女の手形を発行した留守居の判鑑。手形発行者の交代、さらに印鑑変更の都度、新しい判鑑が関所へ提出された。久世謙岐守は今切関所を管理した吉田藩主久世重之。

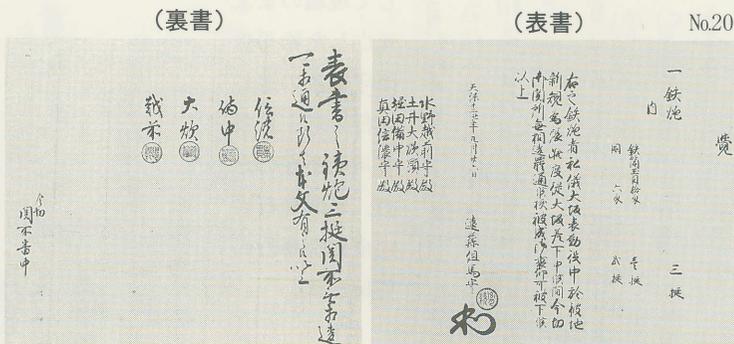
●鉄砲手形

幕府は鉄砲の移動についても厳しい取調べを行ったが、「入り鉄砲に出女」といわれるように、下り鉄砲、すなわち江戸に持ち込まれる鉄砲について特に厳しい検閲を行ったのであり、老中発行の鉄砲手形を必要とした。これに対して江戸から京都方面へ向かう上り鉄砲に関しては、原則として手形を必要とせず、関所へ届けるだけで通行できた。

■鉄砲手形の形式

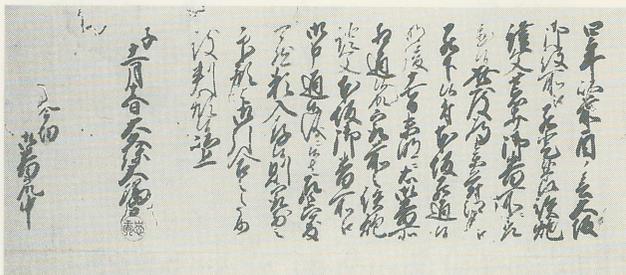


▲裏書によらない鉄砲手形。水戸宰相、すなわち水戸藩主水戸光圀の鉄砲を京都から江戸へ取り寄せる際の通行手形。御三家といえども、鉄砲の移動に際しては手形を必要とした。手形発行人はいずれも幕府の老中。中根平十郎は今切奉行の中根正致。

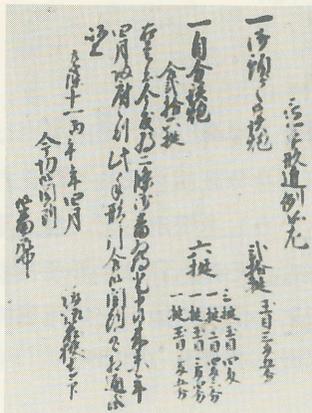
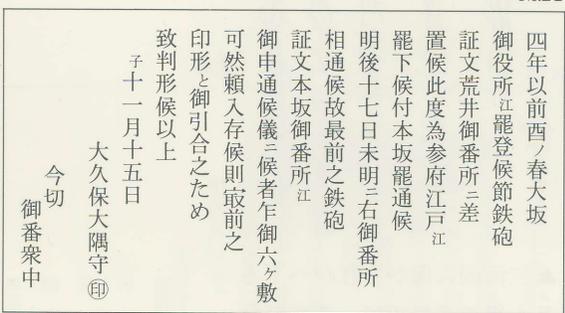


▲老中裏書による鉄砲手形。江戸時代中期頃から裏書形式による鉄砲手形が多くなる。遠藤但馬守胤統は、この年の8月に大坂定番から若年寄に転任。この手形は遠藤が大坂定番勤役中に新調した鉄砲3挺を江戸へ差し下す際の通行手形。

■鉄砲置手形



▲大久保大隅守忠形は宝永元年(1704)11月に大坂町奉行に就任、翌年に大坂へ赴任した。宝永5年に本坂通を經由して江戸へ下向することになったが、赴任の際に今切関所に差し出しておいた鉄砲手形で気賀関所を通過できるように依頼したもの。これと似たような鉄砲改めの方法として、一旦上方方向に持ち出し、再び関所を通過して江戸へ持ち帰ることが明らかな鉄砲については、先に提出しておいた手形で通行できる制度があった。これを置手形制度という。下り鉄砲(入り鉄砲)の場合は老中発行の鉄砲手形を必要としたが、この制度はその手間を省いたもの。もっともこの制度が適用されたのは、一部の幕府役人と大名に限られた。



四年以前西ノ春大坂御役所江罷登候節鉄砲証文荒井御番所二差置候此度為参府江戸江罷下候付本坂罷通候明後十七日未明三右御番所相通候故最前之鉄砲証文本坂御番所江御申通候儀三候者乍御六ヶ敷可然頼入存候則最前之印形と御引合之ため致判形候以上
 子十一月十五日
 大久保大隅守
 今切 御番衆中

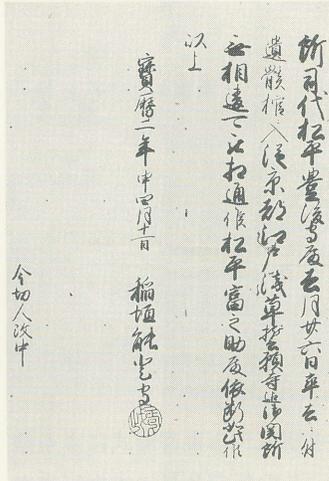
二條御番を命ぜられた諏訪若狭守頼秋の鉄砲置手形。翌年の帰府に際しては、この手形と引き合わせて関所を通行することができた。

●さまざまな手形

女・鉄砲の通行のほかには手形を必要としたものは乱心・手負い・囚人・死骸・首の通行で、男性・女性の区別なく手形が必要であった。

■遺骸通行手形

No.27



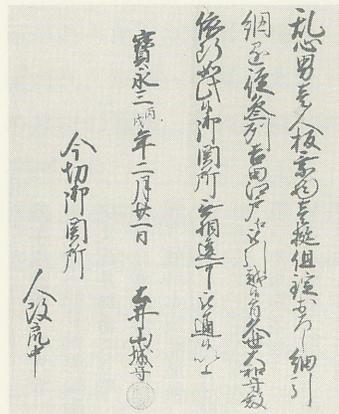
■手負い男通行手形

No.28



■乱心男通行手形

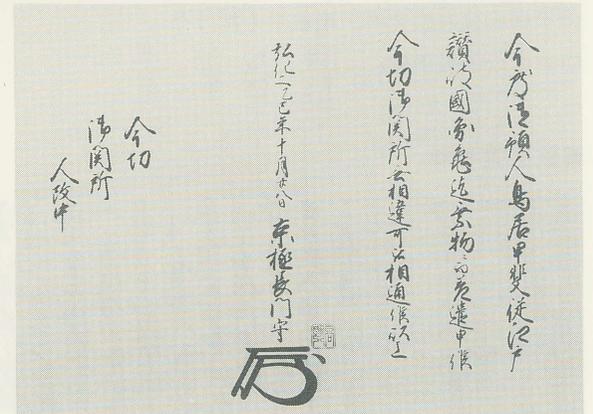
No.29



▲三河国吉田から江戸へ下る乱心男の通行手形。手形発行者は西尾藩主土井山城守利意。

■預人鳥居甲斐守通行手形

No.32



▲弘化元年(1844)に失脚した、元江戸町奉行鳥居甲斐守耀蔵が、讃岐国丸亀藩に預けられる際の通行手形。手形発行者は丸亀藩主京極高朗。

■往来手形

一般男性が関所を通行する場合、特に関所手形は必要なかったが、旅行の許可と身分証明を兼ねそなえた往来手形(往来一札などともいう)を提示した。往来手形の発行者は、旦那寺や庄屋で、その内容は手形所持者の住所と名前・旅行目的を記し、関所の通行と病死等の際の死体の取り扱いを依頼したものであった。

No.34



●幕末の手形

嘉永6年(1853)ペリーの来航を契機として、幕府の権威はしだいに低下しはじめた。とくに、文久2年(1862)閏8月に参勤交代制度が緩和されると、関所通行規定や手形取得手続きも簡略化された。こうして、慶応3年(1867)8月、関所手形が全面的に廃止され、関所は実質的に存在意義を失い、明治2年(1869)正月に廃関となった。

■関所通行緩和令

No.36

今般被仰出之趣ニ付万石以上之面々妻井家族之もの且又家来共之妻子等茂銘々存寄次第国邑江差遣候ニ付関所通行之節々御留守居手判を以通行為致候規定ニ候得共万端簡易を主と致し候御所置ニ付万石以上井交代寄合等之面々妻女其外国邑江差遣候節女手形御留守居手判ニ不及銘々家来より印鑑江人数書相添御留守居江可被差出候尤右印鑑を以関所々通行為致候段書加へ可被差出候一於関所々女子通行之節改方前々より之規則者可有之候得共妻子等之分者乗輿之内改ニ不及候且付属之女共迎茂是又改方前々之仕来ニ不拘一ト通見置候様関所々江相達置候事

右之通可相達旨水野和泉守殿被仰渡候ニ付諸家より印鑑并人数書差出候者今切関所江可相達候間右印鑑引合無遅滞可相達旨御申付可有之候以上

文久二戌
十一月廿日
松平出雲守 印
戸川播磨守 印
酒井肥前守 印
加藤伯耆守 印
松平伊豆守殿

▲文久2年(1862)閏8月の参勤交代制の緩和によって江戸に人質として生活していた大名の妻子などが国元へ帰国することが許されると、その検閲機関で

ある関所の通行規則も変更された。これは手形取得手続きの簡略化と関所改めの簡略化を幕府留守居が今切関所管理者の吉田藩主松平信古に通達したものの。

■鉄砲通行緩和令再通達

No.37

諸家一門井家来道中鉄砲為持候者関所通行之節当三月中万石以上以下之面々武器運送之儀ニ付御達之趣ニ准し重立候家来之印紙江員数相認直ニ関所江差出致通行候様可相心得旨有馬遠江守殿被仰渡候ニ付如斯候以上

文久三亥
九月五日
石見 印
今切 関所 番中

諸家一門井家来道中鉄砲為持者関所通行之儀御達之趣ニ准し重立候家来之印紙江員数相認直ニ関所江差出致通行候様可相心得旨有馬遠江守殿被仰渡候ニ付如斯候以上

▲女性の通行規定の緩和にともない、鉄砲などの武器の通行規定も簡略化された。武器の種類と数量を

記した大名家来の印紙(印鑑ともいう)を直接関所へ届け出ただけで通行できるようになった。

■幕末の関所手形

No.38

No.39

No.40

一女人
右去若狭守候様一女人共沙屋江渡江若狭小浜也差遣以有今切関所相達通交以上

文久三亥重平介
頭取若狭守家来
佐橋邦清 印
今切関所
沙苗丸中

右者江在所相達中候
今切 関所 番中

右印鑑ニ付鉄砲五挺相達通
今切 関所 番中

出品目録

協力／豊橋市美術博物館，杉浦 公氏

| No. | 資 料 名 | 資 料 年 代 | 数量 | 所 蔵 先 |
|-----|--------------------|------------|----|---------------------|
| 1 | 関所手形記載事項の看板 | 元禄10年9月 | 1 | 新居関所史料館 |
| 2 | 髪切女手形 | 延宝3年3月2日 | 1 | " |
| 3 | 小女手形 | 天和2年正月22日 | 1 | " |
| 4 | 尼手形 | 延宝4年8月晦日 | 1 | " |
| 5 | 比丘尼手形 | 寛文11年9月4日 | 1 | " |
| 6 | 懐胎鉄漿付小女手形 | 弘化3年8月28日 | 1 | 豊橋市美術博物館 (旧橋良文庫) |
| 7 | 松平豊後守所替女手形 | 寛延3年4月4日 | 3 | " |
| 8 | 指上申かよひ女手形之事 | 慶安5年7月17日 | 1 | 新居関所史料館 |
| 9 | 出女手形 | 元禄15年8月15日 | 1 | " |
| 10 | 本陣改め依頼願書 | 文政10年12月2日 | 1 | " |
| 11 | 遠州今切御関所通手判寄帳 | 文久2年7月~12月 | 1 | " |
| 12 | 今切御関所諸看板并御高札写 | 慶応3年3月 | 1 | " |
| 13 | 江戸幕府留守居判鑑 | 宝永2年5月29日 | 1 | 豊橋市美術博物館 (旧橋良文庫) |
| 14 | 松平越前守家来判鑑 | 慶応元年8月 | 1 | " |
| 15 | 尾張国下女手形 | 承応3年9月18日 | 1 | 新居関所史料館 |
| 16 | 尾張国下女手形発行者変更通達書 | 元禄6年11月22日 | 1 | " |
| 17 | 志摩国下女手形発行者変更通達書 | 元禄5年6月6日 | 1 | " |
| 18 | 日田代官一行女手形取直し一件(写真) | 元文6年2月 | 1 | " |
| 19 | 水戸宰相鉄砲手形 | 延宝2年11月14日 | 1 | " |
| 20 | 遠藤但馬守鉄砲手形 | 天保12年9月26日 | 1 | " |
| 21 | 置手形による鉄砲改め依頼書 | 宝永5年11月15日 | 1 | " |
| 22 | 鉄砲置手形(複製) | 享保11年4月 | 1 | " |
| 23 | 国友村鉄砲手形 | 宝暦12年9月 | 1 | " |
| 24 | 宗対馬守鉄砲手形 | 天和2年7月16日 | 1 | " |
| 25 | オランダ人献上鉄砲手形 | 享保5年12月 | 1 | " |
| 26 | 大久保大隅守母の遺骸通行手形 | 宝永3年3月2日 | 1 | 杉 浦 公 氏 |
| 27 | 京都所司代松平豊後守の遺骸通行手形 | 宝暦2年4月11日 | 1 | " |
| 28 | 手負い男通行手形 | 宝永元年8月22日 | 1 | " |
| 29 | 乱心男通行手形 | 宝永3年2月21日 | 1 | " |
| 30 | 武家囚人手形 | 元文5年7月25日 | 1 | " |
| 31 | 預人本多長門守通行手形 | 宝暦8年11月19日 | 1 | " |
| 32 | 預人鳥居甲斐守通行手形 | 弘化2年10月28日 | 1 | 豊橋市美術博物館 (旧橋良文庫) |
| 33 | 長持手形 | 慶応3年10月9日 | 1 | 新居関所史料館 |
| 34 | 往来手形之事 | 文政12年8月 | 1 | 豊橋市美術博物館 (旧橋良文庫) |
| 35 | 往来一札之事 | 安政3年3月 | 1 | " |
| 36 | 関所通行緩和令 | 文久2年11月20日 | 1 | 渡辺正昭氏(寄託) |
| 37 | 鉄砲通行緩和令再通達 | 文久3年9月5日 | 1 | 新居関所史料館 |
| 38 | 酒井若狭守女通行手形 | 文久3年9月 | 1 | " |
| 39 | 稲葉右京亮家来通行手形 | 慶応2年7月6日 | 1 | " |
| 40 | 本多修理武器通行印鑑 | (慶応3年)卯6月 | 1 | " |